

東 北 大 学 研 究 生 規 程

(昭和38年5月15日制定)

最新改正 令和元年11月26日 規第77号

第1条 この規程は、東北大学（以下「本学」という。）における研究生の入学、種類、在学期間等について定めるものとする。

第2条 特殊事項について研究を志願する者があるときは、大学院の研究科、学部、附置研究所、国立大学法人東北大学組織運営規程（平成16年規第1号。以下「組織運営規程」という。） 第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等において支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

第3条 研究生を分けて次の3種とする。

- | | |
|-----------|--|
| 学 部 研 究 生 | 学部又は大学院の教員を指導教員として研究する者 |
| 研究所等研究生 | 附置研究所、組織運営規程第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等の教員を指導教員として研究する者 |
| 大学院研究生 | 大学院の教員を指導教員として研究する者 |

第4条 研究生の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

- | | |
|------|------------------|
| 第1学期 | 4月1日から9月30日まで |
| 第2学期 | 10月1日から翌年3月31日まで |

第5条 研究生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第6条 学部研究生及び研究所等研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 短期大学又はこれと同等以上の学校を卒業（専門職大学の前期課程の修了を含む。）した者
で関係学科を履修したもの
- 三 大学院の研究科、学部、附置研究所、組織運営規程第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等において、前二号と同等以上の学力があると認めた者

第7条 大学院研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 修士の学位を有する者
- 二 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者

三 大学院の研究科において、前二号と同等以上の学力があると認めた者

2 前項に定めるもののほか、外国人であつて、大学院研究生を志願できるものの資格は、研究科等の定めるところによる。

第8条 研究生を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 前項の検定料の額は、別表のとおりとする。

第9条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 第1項の入学料の額は、別表のとおりとする。

第10条 納付した検定料及び入学料は、返還しない。

第11条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

第12条 外国人である大学院研究生で、大学院の授業科目（関連科目を含む。）のうち、その研究事項に関連のある1科目又は数科目を選んで聴講を願い出たものがあるときは、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、聴講を許可することがある。

2 前項の規定により聴講を許可された者は、聴講した授業科目につき所定の試験を受けて単位を修得することができる。

3 第1項の規定により聴講を許可された者が、聴講単位の増減を願い出たときは、許可することがある。

第13条 研究生が研究事項について証明を願い出たときは、研究証明書を交付することがある。

2 前条第1項の規定により聴講を許可された者が、聴講した授業科目又は修得した単位について証明を願い出たときは、聴講証明書又は単位修得証明書を交付することがある。

第14条 本学の規則、命令に違反し、又は研究生の本分に反する行為のあった者は、懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告及び退学とする。

第15条 在学期間途中で退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第16条 研究生の授業料の月額、別表のとおりとし、入学の月から3月分ごとに前納しなければならない。ただし、学年内において、3月に満たない端数の月を生じたときは、その端数の月分の授業料を前納しなければならない。

2 第12条第1項の規定により聴講を許可された者は、前項に定める授業料のほか、聴講する授業科目につき授業料を納付しなければならない。

3 前項の授業料の額は、1単位に相当する授業について別表のとおりとし、毎学期授業開始前に、その学期の分を前納しなければならない。

4 納付した授業料は、返還しない。

5 授業料の納付すべき金額、期限、場所及び納付に関し必要な事項は、所定の場所に掲示する。

- 第 1 7 条** 国費外国人留学生制度実施要項（昭和 2 9 年 3 月 3 1 日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生及び大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成 3 年 4 月 1 1 日学術国際局長裁定）に基づく協定留学生の検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第 8 条、第 9 条第 1 項並びに第 1 6 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、徴収しない。
- 第 1 8 条** 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者は、除籍する。
- 第 1 9 条** この規程に定めるものを除くほか、研究生には、学生に関する規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、昭和 3 8 年 5 月 1 5 日から施行し、昭和 3 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程施行の際、現に在学する従前の規定による研究生は、この規程による研究生として入学した者とみなす。
- 3 前項の規定による研究生にかかる研究料及び授業料の額については、定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、その延長の始期が昭和 3 8 年 4 月 1 日以後のものを除く。） が満了するまでの間は、この規程にかかわらず、なお、従前の例による。
- （省略）

附 則（令和元年 1 1 月 2 6 日規第 7 7 号改正）

この規程は、令和元年 1 1 月 2 6 日から施行し、改正後の第 2 条、第 3 条及び第 6 条第 3 号の規定は、令和元年 1 0 月 1 日から適用する。

別 表

区 分	金 額	備 考
検定料	9,800 円	
入学料	84,600 円	
第 1 6 条第 1 項に定める授業料	月額 29,700 円	
第 1 6 条第 3 項に定める授業料	1 単位につき 14,800 円	